

外商投資企業の抹消登記に際して提出する必要がある文書、証明書および社印

番号	文書および証明書名称
1	「企業抹消登記申請書」
2	「会社法」に従って出された決議または決定、法院により発行された破産裁定、解散裁判文書、行政機関により発行された閉鎖または登記抹消の文書
3	株主会、株主総会、単独の株主による有限責任会社の株主または法院、企業承認機関に届出、認可された清算報告書
4	税務部門により出された税務抹消証明書
5	新聞のみに債権者公告を公布した場合、法律に従って公告を行った新聞のサンプル
6	清算人、破産管理人による抹消登記申請の場合、人民法院が清算人、破産管理人と指定した証明資料
7	法律、行政法規または国务院の決定の定めにより、会社の抹消が管轄機関の許可が必要な場合、許可書の写し
8	営業許可証の正副本

注：

- 「会社法」「外商投資法」「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の会社抹消登記の申請に際して適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名する。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。

- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表人、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印（翻訳専用の印）を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 10、「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資企業、非会社制外商投資企業、外商投資企業の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」（国市監注〔2019〕2号）における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範

の要求に従って処理する。

- 11、合併、分割によって会社を解散し、生産を行わない場合、会社の登記抹消において3番の資料を提出しなくてもよく、合併、分割の決議、決定を提出する。合併契約、分割決議または決定において会社の解散時に清算を行うことを明記している場合、登記抹消を行う際に、清算報告を提出する。
- 12、簡易抹消を申請する場合、全体投資者による簡易抹消承諾書、1番、8番の資料を提出する。
- 13、裁判所により破産宣告がされ、かつ破産プロセス、強制清算プロセスが終了したのち、登記抹消を行う場合、1番、6番、8番の資料および裁判所の破産宣告の裁定書および破産プロセスを終了する裁定書の原本、裁判所の強制清算プロセスを終了する裁定書の原本（清算できないまたは全面的に清算できないことを理由とする裁定を含む）を提出する。

(非法人) 外商投資企業抹消登記の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書名称
1	「企業抹消登記申請書」
2	出資者（主管部門）が当該企業の抹消を許可する資料、人民法院による破産判決や、解散を命じる判決書、行政機関により発行された法人閉鎖を命じる文書、または営業許可取り消し、登記抹消の文書
3	出資者（主管部門）、債券債務の整理を担当する清算組織が発行した書類、または清算組織、人民法院が確認した清算報告
4	人民法院が清算人、破産管財人を指定して登録抹消を申請した場合は、人民法院が清算人、破産管財人を指定した旨の証明書
5	税務部門により発行された税務抹消証明書
6	法律、行政法規または国务院の決定の定めにより、非法人企業の抹消に管轄機関の許可が必要な場合、許可書の写し
7	営業許可証の正副本

注：

- 「会社法」「会社登記管理条例」「市场主体登記管理条例」により設立された支店に適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名する。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙

媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。

- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある、授権委任状は原本でなければならない、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 10、「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資企業、非会社制外商投資企業、外商投資企業の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
- 11、簡易抹消を申請する場合、全体投資者による簡易抹消承諾書、1番、7番の資料を提出する。
- 12、裁判所により破産宣告がされ、かつ破産プロセス、強制清算プロセスが終了したのち、支店の登記抹消を行う場合、1番、4番、7番の資料および裁判所の破産宣告

の裁定書および破産プロセスを終了する裁定書の原本、裁判所の強制清算プロセスを終了する裁定書の原本（清算できないまたは全面的に清算できないことを理由とする裁定を含む）を提出する。

外商投資企業の支店の抹消登記の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書名称
1	「支店抹消登記（届出）申請書」
2	人民法院が清算人、破産管財人を指定して登録抹消を申請した場合は、人民法院が清算人、破産管財人を指定した旨の証明書
3	税務部門により発行された税務登記抹消証明書
4	法律、行政法規または国务院の決定の定めにより、支店の登記抹消に管轄機関の許可が必要な場合、許可書の写し
5	営業許可証の正副本

注：

- 「会社法」「会社登記管理条例」「市场主体登記管理条例」により設立された支店に適用される。
- 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名する。
- 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人

およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある、授権委任状は原本でなければならない、また、授権者が直筆で署名しなければならない。

- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピーなどの主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 10、「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資企業、非会社制外商投資企業、外商投資企業の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
- 11、簡易抹消を申請する場合、全体投資者による簡易抹消承諾書、1番、5番の資料を提出する。
- 12、裁判所により破産宣告がされ、かつ破産プロセス、強制清算プロセスが終了したのち、支店の登記抹消を行う場合、1番、2番、5番の資料および裁判所の破産宣告の判決書および破産プロセスを終了する判決書の原本、裁判所の強制清算プロセスを終了する判決書の原本(清算できない、または全面的に清算できないことを理由とする判決を含む)を提出する。

企業抹消登記申請書

□基本情報(記入必須)		
名称	統一社会信用コード	
□一般抹消原因(一般抹消登記のみ、企業類型に基づいて記入)		
<input type="checkbox"/> 有限責任公司 および株式有 限公司	<input type="checkbox"/> 会社定款が規定する営業期限の満了か、または他の解散事項による解散 <input type="checkbox"/> 株主決定、株主会、株主総会、外商投資企業(最高権力機構が董事会の場合)の董事会決議による解散 <input type="checkbox"/> 企業合併または分割による解散 <input type="checkbox"/> 法律により営業許可証を取り上げられ、営業停止か営業許可の取消を命じられることによる解散 <input type="checkbox"/> 裁判所による解散 <input type="checkbox"/> 企業倒産 <input type="checkbox"/> 法律、行政法規に規定されるその他の状況	
<input type="checkbox"/> 非法人企業	<input type="checkbox"/> 法律により営業許可証を取り上げられ、閉鎖か営業許可の取消が要求されることによる閉鎖 <input type="checkbox"/> 裁判所による破産宣告 <input type="checkbox"/> 合併による営業中止 <input type="checkbox"/> 法律、行政法規に規定されるその他の状況_____。	
<input type="checkbox"/> パートナー シップ企業	<input type="checkbox"/> パートナーシップ企業の営業期限が満期を迎え、パートナーシップ企業が経営を継続しないと決定したことによる解散 <input type="checkbox"/> パートナー協議に規定される解散事由の出現 <input type="checkbox"/> パートナー全員の決定による解散 <input type="checkbox"/> パートナーが法定人数に達しない状況が満 30 日経過したことによる解散 <input type="checkbox"/> パートナー協議に約定される目的を実現したか、または実現できないことによる解散。 <input type="checkbox"/> 法律により営業許可証を取り上げられ、閉鎖か営業許可の取消が要求されることによる解散。 <input type="checkbox"/> 法律、行政法規に規定されるその他の状況。	
<input type="checkbox"/> 個人独資企 業	<input type="checkbox"/> 投資者の決定による解散。 <input type="checkbox"/> 投資者が死亡し、または死亡と公告され、相続人がないか、または相続人が相続を放棄する場合の解散 <input type="checkbox"/> 法律により営業許可証を取り上げられる場合の解散 <input type="checkbox"/> 法律、行政法規に規定されるその他の状況。	

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

□一般抹消(一般抹消登記のみ)	
公告状況(内資非法人企業、個人独資企業は記入不要)	<input type="checkbox"/> 国家企業信用情報公示システムにて公告 公告期日: <input type="checkbox"/> 新聞にて公告 公告新聞名称: 公告期日:

注:本申請書は公司、非法人企業、パートナーシップ企業(前述類型には内資と外資が含まれる)、個人独資企業の抹消登記に適用される。

支店登記抹消状況	<input type="checkbox"/> 処置済み <input type="checkbox"/> 支店なし
債権債務の処置状況	<input type="checkbox"/> 処置済み <input type="checkbox"/> 債権債務なし
納税完了状況	<input type="checkbox"/> 納税済み <input type="checkbox"/> 納税義務なし
対外投資の処置状況	<input type="checkbox"/> 整理完了 <input type="checkbox"/> 対外投資なし
税関手続きの完了状況	<input type="checkbox"/> 整理完了 <input type="checkbox"/> 税関事務なし
許可証明書の抹消状況 (外商投資企業のみ記入が必要)	<input type="checkbox"/> 抹消済 <input type="checkbox"/> 許可証明書なし
許可(決定)機構 (許可が必要な外商投資パートナーシップ企業のみ記入が必要)	
許可(決定)文書番号 (許可が必要な外商投資パートナーシップ企業のみ記入が必要)	
経済性質 (非法人企業のみ記入が必要)	<input type="checkbox"/> 全国民所有制 <input type="checkbox"/> 集団所有制 <input type="checkbox"/> 共同経営 <input type="checkbox"/> その他
主管部門(出資者) (非法人企業のみ記入が必要)	

□簡易抹消（簡易抹消登記のみ）			
企業類型	<input type="checkbox"/> 有限責任公司 <input type="checkbox"/> 非上場株式会社 <input type="checkbox"/> 非法人企業 <input type="checkbox"/> 個人 独資企業 <input type="checkbox"/> パートナーシップ企業		
国家企業信用情報 開示システム公告期 日	年 月 日		
適用状況	<input type="checkbox"/> 未開業	<input type="checkbox"/> 債権債務なし	<input type="checkbox"/> 債権債務処置済
	<input type="checkbox"/> 債権債務の有無	<input type="checkbox"/> 債権債務なし	<input type="checkbox"/> 債権債務処置済
□指定代表者または委託代理人の証明（記入必須）			
委託権限	1. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 登記資料の写しを審査し、審査意見の表示。 2. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 企業が用意した資料エラーの修正。 3. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 関連書類の記入エラーの修正。 4. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 営業許可証および関連文書の受領		
固定電話番号		携帯電話 番号	
(指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置)			
指定代表者または委託代理人署名 年 月 日			

申請者サイン(記入必須)

本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。

申請者署名：

社印捺印

年 月 日

備考：

1. 清算済の、公司、非法人外資企業、パートナーシップ企業は、清算チームの担当者(清算人)により署名される。個人独資企業は投資者または清算人により署名される。
2. 非法人企業、合併または分割による未清算企業、非法人外資企業は、法定代表者により署名される。
3. 簡易抹消を申請する、公司、非法人企業、非法人外資企業は、法定代表者により署名される。簡易抹消を申請するパートナーシップ企業は、執行事務パートナー(代表)により署名される。簡易抹消を申請する個人独資企業は投資者により署名される。
4. 人民法院が清算(破産)を決定した場合、人民法院の指定する清算組織の責任者(破産管財人)が署名する。